

vol.45 こんなにちは！
消費生活相談員です

「台所でスライサーによるけがに注意！！」

【事例】ニンジンをスライス中、親指と中指の腹が削げて、全治1ヶ月と診断された。野菜が小さくなったら使用する安全ホルダーはついていたが、まだニンジンは半分程度だったので、ホルダーは使っていなかった。（30歳代・女性）

【対処法】①商品の注意書きには、「野菜が小さくなったら安全ホルダーを使うように」という表示がありました。しかし、野菜の種類と大きさによっては、安全ホルダーの使いやすさに差が出ます。②スライサーは「刃物」の一種であることを忘れず、手元から目を離さないようにして、油断せず注意深く使用するようにしましょう。③特に野菜が小さくなった場合には、必ず安全ホルダーを使用して、無理にスライスを続けず、包丁で処理するほうが安全です。

※何か問題が起こったら、企画課の消費相談窓口で相談しましょう。

平日：役場企画課 TEL 82-1115 土・日：鳥取県消費生活センター TEL 0859-34-2648

1
8
8

※困った時には、消費者ホットライン。局番なしで

いやや
188

「泣き寝入りは イヤヤ！」に電話してください。

これまでの0570-064-370も使えます。



名島ゆかり
相談員